

## 令和7年度 介護保険サービス事業者集団指導

令和7年3月23日

羽島市健福祉部高齢福祉課

- 1 令和7年度運営指導において判明した改善点等【資料1】
- 2 運営基準等の改正について(令和6年度より義務化)【資料2】
- 3 令和8年度介護報酬改定の主な事項について【資料3】
- 4 令和8年度改正 介護職員等処遇改善加算の拡充について【資料4】
- 5 虐待防止について【資料5】

1 令和7年度運営指導において判明した改善点等

資料1のとおり改善点等がありました。事業者にて改めて確認をお願いします。

2 運営基準等の改正について(令和6年度より義務化)

令和7年度運営指導において、運営基準等の改正部分について未実施である事業所がありました。令和6年度より義務化となっていますので、再度確認をお願いします。

3 令和8年度介護報酬改定について

令和9年度介護報酬改定を待たずに期中改定を実施。介護職員のみならず、介護従事者を対象に幅広く月1.0万円(3.3%)の賃上げを実施。生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員を対象に、月0.7万円(2.4%)の上乗せを実施。合計で、介護職員について最大月1.9万円(6.3%)の賃上げ(定期昇給0.2万円込み)が実現する措置。今まで処遇改善加算の対象外であった訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等に処遇改善加算を新たに設ける。

4 令和8年度改正 介護職員等処遇改善加算の拡充について

今回の処遇改善加算の改定により、処遇改善計画書の様式の見直しを行い、計画書の提出日を下記の予定をしています。

令和8年4月及び5月分を申請する事業者

→令和8年4月15日まで

令和8年6月以降に申請する事業者

→令和8年6月15日まで

5 虐待防止について

各事業所においては虐待防止に取り組まれていることと思いますが、改めて事業者一人ひとりに対して高齢者虐待防止に向けた注意喚起をしていただくとともに、各事業所における取り組みの一層の推進をお願いします。